

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の概要

廃棄物の広域再生利用指定制度（以下「指定制度」という。）とは、廃棄物を広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者について、収集運搬及び処理業の許可を不要とする制度である。

平成15年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正によって指定制度を発展させた広域認定制度が創設されたことに伴い、指定制度は廃止されたところであるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年11月28日環境省令第30号）附則第2条において、経過措置が設けられ、既に指定を受けている者は当分の間、指定制度に基づく処理を行うことができるとされている。

上記経過措置を廃止する。

2. 今後の予定

施行：平成23年4月1日